

菊陽町農業委員会議事録

令和7年10月10日（金）開催

菊陽町農業委員会

令和7年度第7回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和7年10月10日（金）午後1時30分から午後2時50分
開催場所 菊陽町役場 防災センター 1階 防災研修室①

1 議事日程

- 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について
- 第2 議事
- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (3) 議案第3号 事業計画変更申請について
- (4) 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項に
係る意見決定について
- (5) 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- (6) 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

2 農業委員

(1) 出席委員（9人）

1番 上村 貴彦	2番 矢野 圭介	3番 吉岡 武彦
4番 相馬 和幸	5番 尾方 孝司	6番 古田 圭輔
7番 山田 裕子	8番 大竹 美鈴	9番 田村 昭敏

3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員（8人）

1番 鍋島 信男	2番 緒方 賢悟	3番 梅原 真一
4番 西本 穂積	6番 秋吉 祐治	7番 中村 正徳
8番 鳥栖 裕二	9番 高田 和幸	

(2) 欠席委員（1人）

5番 鎌田 博昭

4 農業委員会事務局職員

事務局職員 村上 学
事務局職員 齊藤 達也

令和7年度第7回菊陽町農業委員会会議録

議事の経過

-----○-----

■事務局

それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。会議を行う前に、携帯電話については、電源を切るかマナーモードにしていただきますようお願いします。本日の会議への出席は、農業委員総数9名中9名、推進委員総数9名中8名出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。

はじめに会長に挨拶をお願いします。

◎会長

<あいさつ>

本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農地中管理機構事業法に基づく農用地利用促進計画等の審議が主なものとなります。委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

■事務局

ありがとうございました。

会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになっております。

それでは、会長よろしくお願いします。

◎議長

それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいでしょうか。

(賛同の声)

ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。議事録署名人は4番委員、5番委員にお願いします。

本日の会議書記を事務局にお願いします。

以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。

初めに、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農地法第3条は、農地の権利移動の制限を規定しています。

不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止し、効率的に農地を利用する者が、農地の権利を取得することとなっているところであります。

それでは、議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号 番号1を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。

申請地：原水字前原574番

地目：田

面積：2, 175m²

申請理由については、贈与による所有権移転であります。

この議案につきましては、現地調査を令和7年10月1日に実施しています。

詳細につきましては、前方スクリーンをご覧ください。

-説明-

本議案について、申請書等に記載された内容を農地法第3条の検討事項に基づいて検討した結果を説明します。

全部効率要件については、譲受人は本町在住の個人で兼業農業者です。取得後は水稻を作付けする計画で、農地の適切な管理に必要な農業用機械の確保もされていることから、農地の権利取得後も効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、兼業農業者として農地を管理されることから取得後年間100日程度の農業従事が見込まれます。

次に当該農地の異動が町の地域計画と合致しているかについてですが、現在の地域計画で、今回の申請農地は現所有者が農業を担う者として策定されており、今後地域計画の変更を検討することになります。

最後に地域との調和要件ですが、権利取得後は農地として使用されることから、周辺農地への影響はないものと思われます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。

以上で議案朗読及び説明を終わります。

◎議長 ここで、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆7番推進委員 議案第1号の番号1について7番推進委員が報告します。

申請者は本町在住の個人で、農業関係団体の職員を務めながら、兼ねて水稻や各種野菜を生産されています。令和5年及び令和6年にも同様の贈与を受けており、本日まで農地の管理で問題を起こしたこともなく、作付けを行わない場合も適切に草刈りを行うなどされてきました。

農業用機械も備えておられ、今後の農地管理も適切にされると思われますので、ご審議の程よろしくお願ひします。

◎議長 ありがとうございました。

ただ今の説明について、委員の皆様方の質疑を求めます。

何かありませんか？

ないようですので、採決を行います。

議案第1号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求める

(全員挙手) 全員賛成です。

よって議案第1号番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 農地法第5条は、権利移動が伴う転用でございます。

議案書3ページの議案第2号番号1について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：馬場楠字迫498番1 外1筆

地 目：畑

転用面積：計3, 323m²

転用目的は、建築条件付き売買予定地の整備です。

この議案につきましても、現地調査を10月1日に実施しております。

詳細につきましては、スクリーンをご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について

農地区分は 10ha 以上の拡がりがある基盤整備未実施の農地で第一種農地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は第一種農地であり、原則転用は不可ですが、例外規定である住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するため、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

◎議 長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆ 1 番委員

議案第 2 号の番号 1 について 1 番委員が説明します。

申請者は熊本市に本拠地を有する法人で、建設業を中心に経営しています。

申請地周辺は近年宅地化が進んでおり、今回の転用で南側と東側に若干の農地が残ることとなります。現地調査の際に、周辺農地への影響がないようすることと、転用後の宅地が接道面よりも低くなる部分があることから、排水等で問題が生じないよう配慮するよう依頼しておりますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議 長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

◆ 4 番委員

雨水の排水についてはどのような対策をするのか。

■ 事務局

敷地内に雨水浸透枠が設置されているため基本的には敷地内で処理されますが、敷地の高さを接道より高くし、敷地から溢れた分については道路側溝を整備して対策されるそうです。

◎議 長

他にありませんか？

ないようですので、採決を行います。

議案第 2 号の番号 1 の案件について、賛成される委員の方の挙手を求める。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第 2 号の番号 1 は「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第 2 号番号 2 を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

議案書3ページの議案第2号番号2について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：原水字村上4238番1

地 目：畠

転用面積：1, 754 m²

転用目的は、駐車場の整備です。

この議案につきましても、現地調査を10月1日に実施しております。

詳細につきましては、スクリーンをご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について

農地区分は農振農用地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は現在███████████が一時転用許可を受けて駐車場として運用しているところですが、周辺工場の関連工事が終了し、農地への復旧を行うところでしたが、そのままの状態で引き続き今回の申請者が駐車場として使用したいとのことです。

令和6年11月29日に一時転用許可がなされ、転用許可から3年が未経過であることから、現状復旧なしでの承継が可能であるため、この案件については「許可相当とし、農地への復旧を条件に付す」として判断しました。

◎議 長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆4番委員

議案第2号の番号2について4番委員が説明します。

申請者は東京都に本拠地を置く法人で、建設業を中心に経営しています。

今回の計画では現在の駐車場をそのまま承継し、周辺工場の関連工事に従事する自社従業員の駐車場として利用する計画です。既に現地は駐車場となっており、周辺農地に悪影響があったという情報もありませんので、よろしくご審議方お願いします。

◎議 長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

◆ 1番推進委員 周辺工場の関連工事に従事する従業員の駐車場とのことだが工事現場までは歩いて行くのか。

■ 事務局 工事現場までは歩いて行く計画になっています。

◆ 8番委員 一時転用期限の3年間はいつから起算するのか。

■ 事務局 転用期限は前回申請者の許可日から起算して3年間になるため、今回申請者の転用期間は約2年間になります。
それ以上の利用を望まれる場合は、一度農地復旧をした後に再度転用申請をしてもらう必要があります。

◎議長 他にありませんか？

ないようですので、採決を行います。

議案第2号の番号2の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第2号の番号2は「許可相当とし、農地への復旧を条件に付す」として意見決定とします。

次に、関連がありますので議案第2号番号3及び議案第3号事業計画変更承認についての番号1を一括して議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■ 事務局 議案書4ページから6ページの議案第2号番号3及び議案第3号事業計画変更承認についての番号1について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：原水字村上4123番3 外23筆

地 目：畠

転用面積：計43,998.76m²

転用目的は、工場・事務所・倉庫ならびに付帯施設の整備です。

この議案につきましても、現地調査を10月1日に実施しております。

詳細につきましては、スクリーンをご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について

農地区分は 10ha 以上の拡がりがある基盤整備未実施の農地で第 1 種農地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

申請農地の大半は現在すでに転用許可を受けているところですが、先月概要を説明したとおり、事業主体の変更及び既存転用農地に一部の農地を加えて新たに事業計画を立案され、転用用途はそのままに改めて転用申請を出されたものです。完了予定につきましても令和 7 年 5 月 30 日から令和 11 年 3 月 31 日に変更となります。

事業計画変更申請が完了予定日を超過して提出されていることから、始末書の提出もされておりますので、読み上げを行います。

-始末書読み上げ-

以上のことから、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

◎議 長 議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆ 4 番委員 議案第 2 号の番号 3 及び議案第 3 号番号 1 について 4 番委員が説明します。

申請者は合志市に本拠地を置く法人で、半導体装置のメンテナンス業を中心に営んでいます。

今回の申請地は令和 6 年 8 月 28 日に許可された敷地に、新たな農地を加えて申請されたもので、周辺には農地は残っておらず、前回許可時に残された農地は遊休農地化の恐れもあったことから、今回の申請自体は望ましいものかと思いますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議 長 議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

◆ 9 番委員 転用者を変更しようとしているのはなぜか。

■事務局 繙承予定者は現転用者の完全子会社です。

現転用者は既存の業務に多くの人員を配置しており、今回の転用事業に注力できていない状況にあつたため、事業を円滑に進めるために転用者を変更したいとのことです。

◆ 5 番委員 今回新たに敷地に加わった土地は何筆あるのか。

- 事務局 拡張の対象となる土地は4筆です。
- ◎議長 他にありませんか？
ないようですので、採決を行います。
議案第2号の番号3及び議案第3号番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。
- (全員挙手) 全員賛成です。
- よって、議案第2号の番号3及び議案第3号番号1は「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。
- 次に、議案第4号「農用地利用集積等促進計画に係る意見決定について」を議題とします。
- 事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。
- 事務局 菊陽町長より、令和7年9月30日付けで、農用地利用集積等促進計画について意見決定を求められています。
議案書の7ページから22ページをご覧ください。
議案書のとおり転貸人は熊本県農業公社（農地中間管理機構）となっており、案件は31件です。
以上で説明を終わります。
- ◎議長 説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。
- ◆9番委員 農地中間管理機構を通した貸借になったことで賃借料の制限等はあるのか。
- 事務局 賃借料の制限はなく、今までの金額のまま契約をされる方が多いですが、今回の契約を期に賃借料を増額している方もいらっしゃいます。
- ◎議長 確認は終わりましたでしょうか。
- － 同 意 の 声 －
- 確認が終わったようですので、採決を行います。
議案第4号の農用地利用集積等促進計画について、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。
- (全員挙手) 全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

■事務局

報告第1号について、議案書の5ページをお願いします。「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出（市街化区域）」であります。件数は1件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。
添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。
場所等はスクリーンをご覧ください。「説明」
以上です。

◎議長

ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？

— 特に発言無し —

よろしいですか。

特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

次に報告第2号について事務局の説明をお願いします。

■事務局

報告第2号について、議案書の6ページをお願いします。「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出（市街化区域）」であります。件数は1件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。
添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。
場所等はスクリーンをご覧ください。「説明」
以上です。

◎議長

ただいまの報告第2号について、質疑はありませんか？

— 特に発言無し —

よろしいですか。

特に無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

続いて事務局より「その他」をお願いします。

(午後2時50分終了)

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和 7 年 10 月 10 日

会長

議事録署名人

議事録署名人